

行われることが予想される。投資後にこれらの契約の締結を行う場合には、事前に契約の締結の妨げとなるような事実関係(たとえばすでに他の投資家が日本での独占的販売権を取得している等)がないかどうか、確認を行うことが重要である。これ

らの論点の詳細については、筆者らの経験上、各国において大きな差異がないため、本特集では記載を省略している。

(2) 「NITTA」[2021 Japan Startup Finance 国内スタートアップ資金調達動向]を参照。なお、調査機関により調査手法が異なるため、表における調達額と日本における調達額は完全には同条件下での比較とはなっていない。

(3) 次の法律事務所の協力を得ている。なお、米国については、筆者の事務所にて日常的に取り扱っていることから、筆者の自身で調査を行った。
英国: Reynolds Porter Chamberlain LLP (<https://www.rpcl.co.uk/>)
ドイツ: Gleiss Lutz (<https://www.gleisslutz.com/>)
イスラエル: Gross Kleinhendler Hodak Halevy Greenberg, Shenhav and Co. (<http://www.gkh-law.com/>)
インド: Kigai Law (<https://www.kigailaw.com/>)

第2章

言語、転換社債等の利用、FDI規制… 各国のCVC投資における 一般的な留意事項

【1】の章のエッセンス

●ほとんどの国において英語での交渉・契約締結が可能であり、契約の手法も日本と大きく異なることはない。
●他方で、日本の国内投資では求められるくない手続(取引開始時の顧客確認手続や外資規制に基づく審査手続等)が必要となることに留意が必要である。

各国のCVC投資における一般的

な留意事項として、図表5記載の事項について、各国にて調査を行った。次では特徴的なポイントについて、項目ごとに補足説明を加えている。

業界団体の有無および 取引書面のひな型

米国、英国、ドイツおよびイスラエルでは、各国の業界団体において、取引書面のフォーマットを公開している。特に米国ではNational Venture Capital Associationの

な型が、英国ではBritish Venture Capital Associationのひな型がそれぞれ広く利用されている。

なお、ドイツやイスラエルでは、業界団体のひな型が存在するものの、広く採用されている状況にはないとのことである。もっともイスラエルについては、筆者らの経験

上、投資契約は米国の投資契約に酷似している。ドイツおよびインドについては、日本と同様、法律事務所やVCファンドがそれぞれの独自のフォーマットを作成・使用する傾向

にあるようである。

投資に際して必要となる書面

米国では株主間契約は用いられず、代わりに「Investors' Rights Agreement」、「Voting Agreement」および「Right of First Refusal and Co-Sale Agreement」が用いられている。米国ではこれらの契約ならびに「Certificate of Incorporation」および「Articles of Association」ならびに「日本における株主間契約および定款で定める事項を規定している。イスラエルにおいても「Investors' Rights Agreement」が締結され、この契約と定款の記載により、日本の株主間契約で通常定める事項を規定している。

このように、米国およびイスラエルでは、書面自体は少し異なるものの、その内容は日本における株主間契約と大きく異なることはない。その他の国では、必要となる書面は投資契約、株主間契約および定款が主なものであり、おおむね日本と同様と理解してよいものと考えられる。